

# 新潟県立江南高等特別支援学校 川岸分校 ひとりだち同窓会 規約

## 第1章 名 称

第 1 条 本会は、「新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校ひとりだち同窓会」と称する。

## 第2章 会 員

第 2 条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会 員 新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校の卒業生で入会を希望する者、  
及び新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校に在籍した者で入会を希望する者
- (2) 世 話 人 会員の保護者

第 3 条 会員の資格は、卒業後3カ年とする。

## 第3章 目 的

第 4 条 本会は、会員及び保護者相互の親睦を図るとともに、卒業後の生活や進路について情報を交換し、「同窓のつどい・成人を祝う会」等の交流の機会を計画的に運営することを目的とする。

## 第4章 事 業

第 5 条 本会は、その目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 社会参加への援助や親睦を深める事業(「同窓のつどい・成人を祝う会」の開催)
- (2) 趣味や教養を高める事業(学校行事の案内)
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第5章 役 員

第 6 条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 (1 名)
- (2) 副 会 長 (若干名)
- (3) 幹 事 長 (1 名)
- (4) 幹 事 (若干名)
- (5) 会計監査委員 (2 名)

第 7 条 会長、副会長は会員から選出する。

幹事長、幹事、会計監査委員は世話人から選出する。

第 8 条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 9 条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、総会を招集し、会を運営する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、会長の指名により、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、世話人を代表し、実行委員会を招集する。
- (4) 幹事は、第17条にあげる任務を行う。
- (5) 会計監査委員は、会計の監査にあたり、総会で監査結果を報告する。

## 第6章 事務局

第10条 事務局は、新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校内におく。

第11条 事務局は、実行委員会の委嘱により、会計及び名簿の管理などの事務を行う。

第12条 事務局は、会員に「同窓のつどい・成人を祝う会」等の行事や学校行事の案内を送付するとともに、行事等の案内を学校のホームページに掲載する。

## 第7章 総会

第13条 総会は、会員をもって構成し、重要事項を審議決定する。

第14条 総会は、原則年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

第15条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。

## 第8章 実行委員会

第16条 実行委員会は、幹事長、及び幹事、必要に応じて会長、及び副会長をもって組織する。

第17条 実行委員会は、「総会」「同窓のつどい・成人を祝う会」について企画・運営を行うとともに、事務局から会計の収支報告を受け、収支について審議する。

第18条 実行委員会は、必要により随時開催する。

## 第9章 会計

第19条 本会の経費は、入会金、及び寄付金等をもってこれにあてる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第21条 入会金は、会員1人あたり2,000円とし、入会時に納入する。

第22条 入会金は卒業後3カ年の本会の案内状及び交流行事等の活動費にあてる。  
ただし、会合等で飲食・参加費等が生じる場合は、参加者がその都度負担する。

第23条 会計の実務は事務局が行い、実行委員会で会計の収支報告を行い、会計監査委員の監査を経て、総会で承認を受ける。

## 第10章 附則

第24条 本規約は、実行委員会の審議を経て、総会の議決により改正することができる。

第25条 本規約は、平成27年4月1日から実施する。